社援第１６４９号

裁　　決　　書

審査請求人

[redacted]

処　分　庁

[redacted]所長

審査請求人が平成２６年６月２３日付けで提起した生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

処分庁が、平成２６年６月２日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

理　　由

第１　審査請求の趣旨及び理由

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成２６年６月２日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

2　審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

平成２６年６月４日に携帯にＴＥＬがあり、病院代（同年５月３１日分）と同月２９日から３１日までの７，８８２円を払って下さいと言われてビックリした。早くから分かっていれば、病院にも行ってないし、７，８８２円も払いたくない。

第２　当庁が認定した事実及び判断

1　当庁が認定した事実

（１）　平成２２年９月３０日付けで、処分庁にて請求人の保護が開始されたこと。

（２）　平成２６年４月２８日付け[redacted]「法第２７条第１項の規定による指示について」により、処分庁は請求人に対して、法第２７条第１項の規定による指示（以下「本件指示１」という。）を行ったこと。同指示書には、指示事項として「・請求人名義の自動車について、売却等にて資産の活用を行う事。・就労収入について正しく申告すること。」、履行期限として「同年５月１２日（月）１１時まで」と記載されていること。

（３）　平成２６年５月１５日付け[redacted]「指示事項の催告について」により、処分庁は請求人に対して、法第２７条第１項の規定による指示の催告（以下「本件指示２」という。）を行ったこと。同指示書には、指示事項として「・請求人名義の自動車について、売却等にて資産の活用を行う事。・就労収入について正しく申告する事。」、履行期限として「平成２６年５月２８日（水）午後１１時まで」と記載されていること。なお、同指示書には、

「この指示に従うことができない理由があるときには、下記の指示期限までに処分庁まで申し出るよう同法第６２条第４項により通知します。」、「＊弁明すべきことがある場合は、５月２８日（水）午前９時に来所すること。」との記載があること。

（４）　平成２６年６月２日付けで、処分庁は請求人に対し、「同年４月２８日付法第２７条に基づく、資産活用と正しく就労収入を申告することという指示事項に従わず、同年５月１８日付指示事項の催告を行うも、指示事項に従わなかったことから、同月２９日付で生活保護を廃止します。」との理由により、同月２８日限りで保護を廃止する旨の本件廃止決定を通知したこと。

（５）　平成２６年８月２０日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア　平成２２年９月３０日　就労しているが収入少なく、生活に困窮すると、請求人が生活保護を申請、同日付けで生活保護が開始となる。

イ　平成２６年３月２６日　軽自動車情報異動確認リストより請求人が車を保有していることが判明した。

ウ　平成２６年４月１日　請求人が処分庁に来所、退庁時に車に乗っている現場を目撃する。

エ　平成２６年４月７日　法第２９条調査により、以前運転していた車は請求人名義の車であることが判明、事実確認のため連絡すると、運転の事実を認める。購入費用及び運転の理由について、購入費用は請求人の父親（以下「父親」という。）の金銭であり、父親の病院の送迎のために使用しているという。現状請求人名義の車のため、資産活用の必要があること説明、それと同時に購入にかかる領収書などの資料提出を指示する。

請求人より売却をしなければならないのであれば、保護を廃止

してほしいとの申し出があるも、資料等を確認した上で判断することを伝える。

同日請求人来所、先ほど説明した車に関する資料（請求人あての領収書等）の提示がある。

オ　平成２６年４月８日　請求人より、車を購入してはいけなかったことを知らなかった、との旨の申告書の提出がある。

カ　平成２６年４月９日　今後の対応を検討するため、請求人より提示のあった車に関する資料と弁明内容を元に、ケース診断会議を実施。父親の金銭で購入したということならば、父親の通帳を提示させ、父親の口座から出金の事実があれば、車の名義変更手続きのみとするとともに、今後車の運転をしないよう、父親の移送については公的サービスを利用するよう助言することになる。

キ　平成２６年４月１０日　請求人にケース診断会議の結果を伝え、入出金の確認のため、父親の通帳を提示するよう伝えるも、父親は通帳から出金していないと言っている、と話す。１００万円以上のお金は通帳に入れていると考えられると伝えると、父親に確認してみる、と返答。来週中に通帳提示を伝える。

ク　平成２６年４月２２日　請求人に連絡。通帳提示がなかったことを伝えると、父親から手渡しで受け取ったので提示はできない、と話す。事実確認のできるものがなければ、当方としては請求人の貯蓄や臨時収入で購入したと判断せざるを得ず、請求人の資産と考えるしかないと伝えたところ、保護を廃止してほしい、と申し出があるとともに、本日話をしに来所するという。

その後請求人来所。現在提出のある資料を元に判断するのであれば、請求人の車としか判断できかねることを再度説明。請求人は、父親の介護のために車を使用しており、自身で購入していない、ということ、また、父親が競馬で当てたお金で購入した、と述べる。

処分庁としては、現在提出のある資料を元に判断するのであれば、請求人の車としか判断できかねることを重ねて説明するとと

もに、今後も車の運転をおこなうかどうかについて確認すると、請求人は、運転する、と答える。

その後法第２９条調査により就労収入と思われるものが判明しているが、就労によるものか確認したところ、請求人は未申告の収入であることを認める。

車の所有、購入および未申告収入については協議し、後日返答すると伝える。

ケ　平成２６年４月２８日　請求人の同月２２日の主張を元に、今後の取り扱いを検討するため、ケース診断会議を実施。車については、現状では車の所有者を請求人と判断せざるを得ないこと、また未申告の収入については返還決定することとし、同年５月１２日を期限とした指示文書を発行する。

同日、請求人が来所したため、ケース診断会議の結果を伝えるとともに、指示文書を手渡し、車の処分と就労収入の正しい申告をおこなうよう伝える。

コ　平成２６年５月１２日　請求人より指示文書の期日に仕事に行くため来所できないと連絡がある。指示事項については、特に弁明なく話を終える。

サ　平成２６年５月１５日　指示文書について履行されなかったため、同月２８日を期限とする指示文書の催告（指示事項を履行できない場合の弁明の機会の付与についても記載）を発行し、同日請求人に手渡す。

請求人よりこれまでとほぼ同様の申し出があるため、確認できる資料がない以上は、請求人の所有物として判断するしかなく、そうなると資産活用のために売却指導をすることになると再度説明をおこなうも、同様の主張を繰り返す。

その後未申告の就労収入を報告すること、報告があれば必要経費等についても就労収入より控除できるので必要なら報告するよう伝える。

シ　平成２６年５月２３日　請求人来所。期限当日は特に言うこと

もないので来所しない、と申し出があるため、弁明事項を確認。車については指示事項に従う意思はない、といい、収入申告についても未申告の収入については覚えていないため指示事項に従えない、と話す。収入申告については必要経費の申告があれば、返還金から控除できるが報告なければ、控除できないので必要ならば申告するよう再度伝える。

ス　平成２６年６月２日　催告の期日を過ぎたため、ケース診断会議を実施。指示事項不履行により催告期日の翌日同年５月２９日付けで生活保護を廃止とすること、また未申告の就労収入については正しい収入申告の提出もなく、自営業のため会社に対し法第２９条調査をおこなえないことから、通帳でしか金額を確認できないため、必要経費を控除せず、通帳の入金額を元に全額返還決定することとなる。

同年６月２日請求人に対し、同年５月２９日付けで生活保護が廃止になったこと、同日以降に医療機関への受診があるとのことなので、その分の医療費負担の必要性を説明するとともに、国保加入するように伝えると、事前に報告がないことが納得いかない、と話す。処分庁として、催告期限まで待った後にケース診断会議をおこない、決定したことであり、事前に説明することはできなかったと説明する。

セ　請求人に対し、車の処分と就労収入の申告の必要性について再三説明しており、文書指示、催告についても発行する前にその都度ケース診断会議を実施、文書指示後もその都度指示事項を守るよう説明しているにもかかわらず、指示事項が履行されなかったため、生活保護の廃止決定をおこなっている。

また請求人の審査請求の趣旨及び理由における、平成２６年５月２９日から３１日までの医療費負担については、ケース診断会議および正式な処理決定が行われたのが同年６月２日であり、催告の期限から廃止決定までの間に医療費負担が発生することを伝えることは困難であった。なお、請求人は同年５月２９日より国保に加入しており、全額負担となっているわけではないことを申し添える。

（６）　処分庁から弁明書と同時に提出のあった証拠書類には、以下の記載があること。

ア　平成２６年５月１５日付けのケース記録票には、「請求人来所。（中略）請求人の４月２８日付の文書指示に対する１２日の電話での回答より、指示事項に従う様子無いことから、指示事項の催告の文書を手渡す。自動車の保有についても、従前の父親の病院の送迎に使ってるだけ。他に送ってくれる人がいないので仕方が無い。何故売却する必要があるのかと申述。前回も話したが、父親のお金で購入した事が確認できる資料が無く、事実確認できない以上は請求人の持ち物と判断するしかなく、そうなると資産の活用をしてもらう必要があると伝えるも、これまでと同様の主張を繰り返し応じる様子無し。次に就労収入について、銀行の振り込み人から自営就労での収入と思われる旨伝える。その上で、以前就労収入の申告を行っていた際は、収入に加え必要経費も申告しており、今回も同様に申告してくれたら収入より控除する事が検討できるので、必要なら報告するよう伝える。面接の最後に、重ねて文書の指示に従うよう伝える。」との記載があること。

イ　平成２６年５月２３日付けのケース記録票には、「請求人来所。（中略）催告の期限が２８日であるが、特に何も言う事が無いので来所しないと申述。意志を確認するため、面接ブースにて対応。指示事項である、資産の活用と正しく収入申告を行うことについて、指示に従う意思は無いのか再度確認する。請求人特に言う事は無いと述べる。自動車は乗り続けるかとの問いに、乗ると申述。収入申告について、以前は請求人から収入の申告があり、その際経費も申告していた事伝え、現状では振り込み額で収入として認めざるを得ない事になり、申告されていない収入は返還の可能性がある事も伝える。未申告の収入については覚えていないと述べる。現在の仕事は、月末締めで翌月１０日頃の支給予定とのこと。請求人は今回の文書指示について、従わないことにより自身の希望通りに保護が廃止になるので好都合と考えている様子伺えた。収入については、覚えていないと言うのみで、反応薄い。」との

記載があること。

ウ　平成２６年６月２日付けのケース記録票には、「請求人が同年５月３１日にＡクリニックを受診したとの事を受けて架電。催告の指示に従わなかったことを受けて、同月２９日付で保護廃止となった事を伝える。請求人同月３１日に、Ａクリニック受診。同日Ｂ薬局利用したと。保護廃止後の受診については国民健康保険対応となる旨伝える。請求人同月２９日に保護廃止となった事に対し激昂。なぜそうであれば、事前に言わなかったのかと。こちらとしては催告の期限である同月２８日に指示事項が履行されなかった事から、本日会議を行い同月２９日に廃止となったと説明するも請求人納得せず。」との記載があること。

エ　処分庁が他の被保護者に対し行った指示違反を理由とする保護の停止又は廃止処分の是非の判断においては、本件指示２と同様の様式により指示の催告を行った後、「法第６２条第４項の規定による弁明の機会の付与について」と題する文書により、弁明の機会の付与について、別途通知を行っていること。

（７）　平成２６年９月１日付けで、審査庁は請求人に対して、前記（５）の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

２　判　断

（１）　法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）　法第２７条第１項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

（３）　法第６１条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

（４）　法第６２条第１項は、被保護者は、保護の実施機関が、「第２７条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第３項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。

なお、この場合には、同条第４項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定めている。

（５）　「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第３の１２は、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合の自動車保有の要件を定めており、課長通知第３の９は、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合など通勤用自動車の保有が認められる場合を列挙している。

（６）　「生活保護手帳（別冊問答集）２０１３」（平成２１年３月３

１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第１編第３の１の（問３の２０）の答において、「自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないものであり、設問の場合には、特段の緊急かつ妥当な理由が無いにもかかわらず、遊興等単なる利便のため度々使用することは、法第６０条の趣旨からも法第２７条による指導指示の対象となるものである。」と記載している。

（７）　本件についてみると、前記第２の１の（２）から（６）までの認定事実のとおり、処分庁は、請求人に対し、請求人名義の自動車の保有及び未申告の就労収入があることが判明したため、資産の活用及び収入申告を行うよう本件指示１を行ったところ、請求人はこれに従わなかったため、本件指示２を行ったが、その後も請求人は指示に従わなかったことから、本件廃止決定を行ったことが認められる。

（８）　処分庁は、車の処分と就労収入の申告の必要性について再三説明しており、本件指示１の後もその都度指示事項を守るよう説明しているにもかかわらず指示事項が履行されなかったため、本件廃止決定を行ったこと、また、指示の催告文書に、指示事項を履行できない場合の弁明の機会の付与について記載していること、そして、請求人から、指示の履行期限当日は特に言うこともないので来所しない旨の申し出があったため、事前に弁明事項を確認した旨主張する。

しかしながら、前記第２の１の（３）の認定事実のとおり、弁明の機会の付与を記載したとされる文書の題名は、「指示事項の催告について」とされ、指示事項の履行を催告し、その指示事項に従うことができない理由があるときには、履行期限までに処分庁まで申し出ることを求める趣旨の通知であることが認められる。

また、同文書には、指示事項の記載はあるものの、処分をしよ

うとする理由の記載はなく、弁明すべきことがある場合は平成２６年５月２８日午前９時に来所するよう記載があるのみで、何について弁明すべきかといった、法が弁明の機会を付与した目的に照らして求められる具体的な記載は認められない。

さらに、前記第２の１の（６）のエの認定事実のとおり、処分庁は、他の被保護者に対しては、指示に違反したことをもって保護の停止又は廃止を予定する場合、指示事項の催告書に加え、弁明の機会を付与する旨を別途通知しており、適正な手続きがとられていることが認められる。

確かに、請求人は、指示事項の履行期限より前に処分庁を訪れた際に、弁明をすることはない旨申し出ているものの、法が弁明の機会を設けているのは、不利益処分をするにあたり、当事者の防御権を保護し、適正な行政の運営を確保することを目的としていることを鑑みると、本件廃止決定に際しての処分庁の通知は、請求人が不利益処分を受けるにあたって、弁明の機会の日時や目的について、十分了知し得るものと認めることは困難である。

したがって、処分庁は、請求人に対し、保護の廃止に際し十分な弁明の機会を与えたものとは認められないため、前記（４）に照らし、処分庁の手続には瑕疵があるといわざるを得ず、本件廃止決定については取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成２７年７月１０日

審査庁　大阪府知事　松井　一郎

教　　示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。